

東播磨ものづくり交流会会則

(名 称)

第1条 本会は「東播磨ものづくり交流会」（以下「交流会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 交流会は、東播磨県民局、東播磨産業振興協議会と連携しつつ東播磨地域の産業技術向上を図り、新産業の創出や新分野進出をめざすとともに既存技術を再構築し、会員相互の情報交換等を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 交流会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 新産業技術向上に関する研究
- (2) 講演会、フォーラム、見学会等の開催
- (3) その他必要と認める事項

(組 織)

第4条 交流会は総会、幹事会、必要によりテーマ別部会を置く。

- 2 テーマ別部会は総会の承認を得たとき又は総会を招集する暇がない場合は会長が認めたときに置くことができる。

(会 員)

第5条 交流会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員は交流会の目的に賛同する企業とする。
- (2) 準会員は官公庁団体、商工会議所関係機関等とする。

(役 員)

第6条 交流会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 5名
- (4) 会計監事 2名

(役員を選出)

第7条 役員は、総会において選出する。

(役員を選出)

第8条 役員任期は1年とする。ただし再選、再任は妨げない。

(職 務)

第9条 会長は交流会を代表し、総会、幹事会等会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し又は代理する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、交流会の運営検討・執行に係る具体的協議等を行う。
- 4 会計監事は、会計を監査する。

(会 議)

第10条 交流会に総会及び幹事会を置く。

- 2 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし会長が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

3 幹事会は会長、副会長、幹事で構成し、交流会の予算・企画・運営及びテーマ別部会の開設・運営を協議する。

(総 会)

第11条 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事
- (3) 役員を選任
- (4) その他必要な事項

(事務局)

第12条 交流会の事務局を東播磨県民局商工労政課内に置く。

(会 費)

第13条 交流会の正会員会費は次のとおりとする。

年会費 10,000円

ただし、5月以降の入会員については、当該初年度の会費は徴収しない。

2 年度中途の退会員については、会費の返還はしない。

(会計年度)

第14条 交流会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 則)

第15条 会則の変更は幹事会で決議し、総会で承認を受ける。

(補 則)

第16条 この会則に定めるもののほか、交流会の運営等に関して必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

本会則は、平成14年 6月21日から施行する。

本会則は、平成17年12月15日から施行する。(一部改正)

本会則は、平成18年10月31日から施行する。(一部改正)

本会則は、平成20年 5月27日から施行する。(一部改正)